

## 水田等有効活用促進対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成21年4月 1日 20生産第9848号

一部改正 平成21年8月14日 21生産第2841号

### 第1 協議会

1 水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の1のなお書きに掲げる協議会（第1において「協議会」という。）とは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 構成員に農業者団体及び市町村が含まれていること（ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認める場合はこの限りではない。）。
- (3) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 協議会長又はその地位を継承した者は、対策の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。

3 要綱第2の2の別に定める手続とは、次のとおりとする。

(1) 協議会は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して要綱第3に定める事業を行おうとする場合であって、協議会規約等が定められているときは、必要に応じて協議会規約を改正するとともに、水田等有効活用促進対策事業（以下「本事業」という。）に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

(2) 協議会長は、協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「水田農業対策要綱」という。）第4の1の都道府県水田農業推進協議会のことをいう。以下「都道府県協議会」という。）に会員名簿、協議会の運営に係る規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式

第1号により承認を申請しなければならない。

- (3) 都道府県協議会長は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。
- (4) 協議会長は、本事業に係る協議会規約を変更しようとするときは、都道府県協議会に参考様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会が行う審査から承認の通知までの手続は(3)に準ずるものとする。
- (5) 協議会長は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに都道府県協議会に参考様式第3号により届けなければならない。

4 要綱第2の3の別に定める手続とは、次のとおりとする。

都道府県協議会は、協議会が3の(1)の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、3の(3)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、3の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

## 第2 助成内容

### 1 作付拡大

- (1) 要綱第3の2の作付拡大推進助成事業の「作付拡大」とは、生産調整の拡大に伴う作付拡大、調整水田等不作付地への作付拡大、水田裏作への作付拡大、畑不作付地への作付拡大とし、その面積は農業者ごとの、要綱別表の対象作物欄の作物（以下「対象作物」という。）の当該年産の作付面積の合計から平成20年産の対象作物の作付面積の合計を減じた面積を基本とする。ただし、(2)に規定する場合を除き、主食用米及び緑肥作物等以外の作物から、対象作物への作付転換は含まないものとする。
- (2) 主食用米及び緑肥作物等以外の作物が作付けされていた水田・畑において対象作物を作付けした場合で、本事業において助成対象とする作付拡大（以下「作付転換」という。）とは、転換前の既存作付作物の収穫物を原則として出荷していない、又は、ほ場条件により品質・収量が劣る等の場合で、作付転換をしても需要に応じた生産量を確保できる等産地の生産体制を損なわないものとして地域協議会（水田農業対策要綱第4の2の地域水田農業推進協議会のことをいう。）又は要綱第2の2の承認を受けた協議会（以下「地域協議会等」という。）の長が認定した場合とする。
- (3) (2)に係る認定を行おうとする地域協議会等の長は、あらかじめ参考様式第4号により都道府県協議会長に協議し、承認を受けなければならない。
- (4) (2)の承認をした都道府県協議会長は、別記様式第1号により、地方農政局長

等に報告するものとする。この場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して行うものとする。

- (5) 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱（平成20年2月6日付け19総食第966号農林水産事務次官依命通知）における緊急一時金の交付を受け、先駆的に作付拡大を図った地域のうち、地域協議会等の長からの申出がある場合には、緊急一時金の対象とした水田において、対象作物が作付けされている面積を加えた面積を作付拡大面積とすることができるものとする。
- (6) (2) において作付転換を行った場合には、転換前の作物に助成されていた産地づくり交付金（水田農業対策要綱別紙1第2の1の産地づくり交付金をいう。以下同じ。）の助成相当額を、(5)の緊急一時金の対象面積を作付拡大面積に加えた場合には、緊急一時金の契約ごとの交付金額を当該契約年数で除した額の合計に相当する額を、地域協議会等に対する産地確立交付金（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1第2の3の産地確立交付金をいう。）から減額調整するものとする。
- (7) 農業者間の取り決めによりブロックローテーションを実施している場合は、ブロックローテーション参加者全員の作付面積の合計により作付拡大の面積を算定するものとする。
- (8) 平成21年産以降に設立された法人又は集落営農組織（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知。）第3の1の(2)に定めるものをいう。以下同じ。）の場合、平成20年産の作付面積はそれぞれの構成員の平成20年産の作付面積の合計とし、作付拡大の面積を算定するものとする。
- (9) 農外から新規参入した者にあつては、平成20年産における作付面積は0として作付拡大面積を算定するものとする。この場合の農外からの新規参入した者とは、親族の農業経営を継承した個人を除くものとする。
- (10) 作付拡大の面積は、原則として、農作物共済加入面積（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省経営局長通知）第1章第5節の2の引受面積。以下同じ。）及び畑作物共済加入面積（畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知）第1章第6節の2の引受面積。以下同じ。）により確認する。

なお、農作物共済加入面積及び畑作物共済加入面積による確認ができない場合であつて、水稻生産実施計画書（水田農業対策要綱第4の2の地域水田農業協議会において水田農業構造改革対策実施要領第2に基づく生産調整実施者等の確認に用いている水稻生産実施計画書上の面積をいう。以下同じ。）その他の客観的なデータ等による確認が可能なときは、当該データを用いることができる。

## 2 作付拡大に伴う面積助成

要綱別表の助成内容欄の「作付拡大に伴う面積助成」とは、1の作付拡大面積に対して、面積当たりの助成金を助成するものとする。

なお、畑不作付地への助成は、当年産において拡大された面積のみを対象とするも

のとする。

### 3 作付拡大に伴う固定払相当への助成

要綱別表の助成内容欄の「作付拡大に伴う固定払相当への助成」とは、1の作付拡大面積に対して、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第3条第1項第1号に規定する交付金に相当する額を助成するものとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 助成対象作物は、要綱別表の対象作物欄に示すもののうち、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第10条各号に掲げる特定対象農産物に該当するものとする。

(2) 経営面積の移動を伴う場合においては、期間平均生産面積（担い手経営安定法第3条第1項第1号に規定する期間平均生産面積をいう。）が、次に掲げる場合により、適切に移動されているものとする。

ア おおむね、移動のあった経営面積に、農地の出し手が保有していた期間平均生産面積の合計面積を農地の出し手の縮小前の経営面積で除した比率を乗じて得た面積（当該面積が移動のあった経営面積を超える場合は当該経営面積）以上の期間平均生産面積が、農地の出し手から移動又は分割されていること。

イ 法人及び集落営農組織の場合、特定対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第10条各号に掲げる特定対象農産物をいう。）の生産を行わずに、期間平均生産面積（経営所得安定対策実施要領第5の1の（6）のアによる合算を行っている組織にあっては合算しない期間平均生産面積）を保有している構成員がいないこと。

### 4 生産実績に応じた加算助成

要綱別表の助成内容欄の「生産実績に応じた加算助成」とは、1の作付拡大面積のうちの水田において作付けされた大豆の収量向上を図るための加算助成とし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 助成対象大豆

助成対象大豆は、水田における1に掲げる作付拡大した面積において生産された大豆のうち、3の（1）に規定する特定対象農産物に該当するものとする。

(2) 助成対象基準

当該農業者が生産する大豆の10アール当たりの生産量が、180kg以上の場合に限り助成対象とするものとする。

(3) 単収の算定

単収は、当該農業者の大豆の出荷数量を、作付面積で除して算定するものとする。

(4) 生産性向上技術の導入

7の（3）の取組において、4ポイント以上となるよう別表2に掲げる技術の導入に取り組むものとする。

### 5 低コスト化に対する取組への加算助成

要綱別表の助成内容欄の「低コスト化に対する取組への加算助成」とは、以下のと

おりとする。

- (1) 7の(3)の取組において、4ポイント以上となるよう別表2に掲げる技術の導入に取り組むものとする。
- (2) 別表4の助成内容欄の1の(1)の助成単価が10a当たり15,000円に該当する場合には、本加算助成の対象から除外するものとする。

## 6 対象作物

- (1) 要綱別表の対象作物欄に掲げる米粉用米及び飼料用米とは、生産製造連携事業計画(案)の事前確認に係る手続について(平成21年3月31日付け20総食第1050号農林水産省総合食料局長通知。以下「生産製造連携事業計画通知」という。)第2の1の新用途米穀又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号。以下「利用促進法」という。)第2条第2項の新用途米穀をいう。
- (2) 要綱別表の対象作物欄に掲げる飼料作物とは、別表1に掲げる飼料作物とする。
- (3) (2)に定める飼料作物以外で、都道府県協議会長がその地域の特性に適合し、かつ、その生産振興を図る必要があると認められる飼料作物がある場合については、第5の1の都道府県作付拡大推進方針に都道府県が指定する飼料作物の草種を記載するものとする。

## 7 助成対象者

- (1) 要綱別表の助成対象者欄の「生産調整の実施」とは、以下のとおりとする。
  - ア 当年産において、水田農業対策要綱第6の1の規定による確認を受けた者であること。
  - イ 当年度において、集荷円滑化対策実施要綱(平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「集荷対策実施要領」という。)第4の2に定める生産者拠出金を拠出した者であること。

なお、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、主食用等水稲の作付を行っていないことが確認された場合又は集荷対策実施要領第1の2の(2)の規定により主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、生産者拠出金を拠出した者とみなすものとする。
- (2) 要綱別表の助成対象者欄の「は種前契約の締結等」とは、以下のとおりとする。
  - ア 米粉用米及び飼料用米にあつては、米穀の生産調整実施要領(平成20年1月30日付け19総食第949号)別紙4の第5の1の新規需要米取組計画書を作成し、地方農政事務所長等の認定を受けていること、生産製造連携事業計画通知第4の1の生産製造連携事業計画(案)を作成し、総合食料局長の認定を受けていること又は利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って生産を行うこととする。
  - イ 麦にあつては、民間流通麦促進対策実施要領(平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知)に基づく契約等を締結していることとする。
  - ウ 大豆にあつては、国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)第4第3項の(1)及び(2)に基づく契約等を締結していること。
  - エ 飼料作物にあつては、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2

日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知)第2の2の(2)のエに準ずる利用供給協定、又は自家利用計画を策定していること。

(3) 要綱別表の助成対象者欄の「低コスト化・高品質化の推進」とは、以下のとおりとする。

ア 対象作物ごとに別表2に掲げる技術について、水田裏作、畑不作付地において1の作付拡大面積が算定される場合には、4ポイント、それ以外の場合には3ポイント以上となるよう、2つ以上を選択し導入に取り組むものとする。ただし、平成21年産麦の生産者については、平成22年産の麦の作付けにおいて2つ以上の技術の導入に取り組む計画を策定しているものとする。

イ 都道府県協議会長は、地域の実態等を踏まえ、別表2に掲げる技術以外の技術でその導入を推進する技術について、都道府県特認技術として設定することができるものとする。

ウ イの都道府県特認技術については、第5の1に示す都道府県作付拡大推進方針に記載するものとする。

エ 気象災害等により導入を計画していた技術の導入ができなかった場合等、その事由に合理的理由がある場合には、次年産に向けての導入計画を策定することにより、本年産の技術導入が行われたものとみなすこととする。

(4) 要綱別表の助成対象者欄の「捨て作りの防止」とは、以下のとおりとする。

ア 助成対象作物ごとに、地域の平均単収のおおむね8割を下回った場合、地域協議会等の長がその理由を精査し、次年産の単収向上に向けて必要な指導を行うこととする。

イ 低コスト生産技術の導入初期段階の収量低下、災害による収量低下等の合理的な理由もなく、地域の平均単収のおおむね8割を下回った場合には、助成対象としないものとする。

ウ 地域の平均単収及び助成対象者ごとの単収とは、別表3に示すとおりとする。

ただし、地域の平均単収について、地域の実情に照らし、地域協議会等の長が別表3に示す単収以外の単収を用いるのが適当と判断する場合には、この限りでない。

エ 地域の平均単収欄における農林水産統計が公表されていない場合には、当該地域の属する都道府県の当年産の10アール当たりの収量又は共済単収をもって代替することができるものとする。

オ ウのただし書き及びエの場合、地域協議会等の長は、第5の3で規定する地域作付拡大計画にその旨記載するものとする。

### 第3 助成単価

1 要綱第5の2に掲げる助成額の算定は、別表4の助成内容欄に掲げる助成内容ごとに、助成額の計算式欄に掲げる計算式及び助成単価欄に掲げる助成単価により助成対象者ごとに行うものとする。その際、単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、0円を下回る場合にあっては0円とする。

2 別表4の助成内容欄の1の作付拡大に伴う面積助成については、以下のとおりとする。

る。

- (1) 平成21年度における助成は、食料自給力向上緊急生産拡大対策事業（食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20生産第5728号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）における助成を受けた面積を減じて算定するものとする。
- (2) 別表4の助成内容欄の1の作付拡大面積は、当該年産の対象作物ごとの作付拡大面積の合計面積が、第2の1の(1)の拡大面積を上回る場合には、原則、それぞれの作付拡大面積に応じて按分して算定するものとする。
- 3 別表4の助成内容欄の2の作付拡大に伴う固定払相当への助成については、第2の3の(2)により移動した面積に係る担い手経営安定法第3条第1項第1号に規定する交付金との重複を排除して算定するものとする。
- 4 地域協議会等の長は、別表4の助成内容欄の1及び4の助成額について、地域の実態に照らし合わせ、助成総額の範囲内において助成単価を設定できるものとする。
- 5 4の助成単価を設定する地域協議会等の長は、第5の2に規定する事業実施計画書に設定の内容を記載するものとする。

#### 第4 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱第6の生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 都道府県協議会は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長等に別記様式第2号により承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。
  - (1) 本事業により積み立てた資金の管理に関する事項
  - (2) 地域協議会等から都道府県協議会への助成金の申請に関する事項
  - (3) 都道府県協議会から地域協議会等への助成金の支払いに関する事項
  - (4) 地域協議会等から都道府県協議会への本事業の実施状況の報告に関する事項
  - (5) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に別記様式第3号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2に準ずるものとする。

#### 第5 実施手続

##### 1 都道府県作付拡大推進方針

- (1) 都道府県協議会長は、別記様式第4号により都道府県作付拡大推進方針（以下「推進方針」という。）を作成し、地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、推進方針の変更を行う場合には、別記様式第4号により予め地方農政局長等に協議するものとする。

- (3) 都道府県協議会長は、(1)により推進方針を作成した場合及び(2)によりこれを変更した場合には、速やかに地域協議会等に通知するものとする。

## 2 都道府県作付拡大計画書

要綱第7の生産局長が別に定める事業実施計画書の作成は、次に定めるとおりとする。

- (1) 都道府県協議会長は、別記様式第5号により都道府県作付拡大計画書を作成し、地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、要綱第7の2の変更以外の変更を行った場合には、別記様式第5号により地方農政局長等に報告しなければならない。

## 3 地域作付拡大計画書

- (1) 地域協議会等の長は、参考様式第5号により地域作付拡大計画書を作成し、都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 地域協議会等の長は、地域作付拡大計画書を変更又は廃止するときは、参考様式第5号により予め都道府県協議会長に協議するものとする。

## 4 作付拡大営農計画書

- (1) 要綱別表の助成を希望する者（以下「事業実施者」という。）は、参考様式第6号により作付拡大営農計画書を作成し、地域協議会等の長に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、作付拡大営農計画書を変更又は廃止するときは、参考様式第6号により地域協議会等の長に報告しなければならない。

ただし、地域協議会等の区域を越えて耕作している事業実施者については、4に関わらず次に定める方法により取り扱うものとする。

事業実施者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会等（以下「住所地協議会」という。）に提出することを基本とするが、その者が耕作している水田・畑が所在している地域協議会等（以下「出作地協議会」という。）にも作付拡大営農計画書を提出することができる。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、作付拡大営農計画書の提出を受けた住所地協議会又は出作地協議会がそれぞれ行うものとし、必要に応じ、住所地協議会にあっては出作地協議会の協力を、出作地協議会にあっては住所地協議会の協力を求めるものとする。ただし、作付拡大営農計画書の提出を受けた地域協議会長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外すことができる。

また、本事業と併せて担い手経営革新促進事業の作付の拡大に必要な経費の助成（担い手経営革新促進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7678号）要綱別紙3の第3に定めるものをいう。）について交付申請を行うときは、参考様式第6号（農業者用）の申請書のうち（別紙2）から（別紙5）に代えて担い手経営革新促進事業実施要領別紙様式第8号の申請書を使用することができる。なお、この場合の申請書類の提出は、担い手経営革新促進事業の事業実施主体である都道府県担い手育成総合支援協議会を通じて行うことができるものとする。

## 5 助成金の交付の手續等

- (1) 事業実施者は、業務方法書に定めるところにより、地域協議会等に対し助成金の交付申請を行うものとする。
- (2) 地域協議会等は、業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会に対し助成金の交付申請を行うものとする。
- (3) 地域協議会等は、作付拡大営農計画書に基づき作付拡大が実施されることが確実と見込まれる場合には、事業実施年度中に播種される次年産麦に対しても、助成金を交付できるものとする。
- (4) 地域協議会等は、要綱別表助成内容欄の2及び3に対する助成金については、翌年度において交付できるものとする。

## 6 助成金の返納

- (1) 本事業による助成金の交付を受けた者が、地域協議会等から助成金を受けた後に要綱別表の助成内容欄に掲げる助成ごとに、助成対象者欄に掲げる要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の全額又は一部を地域協議会等に速やかに返納しなければならない。
- (2) (1)の返納があった場合、地域協議会等は、速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。

## 7 重要な変更

要綱第7の2の事業実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 交付額の3割を超える増減

## 8 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会等は、要綱第5に定める助成措置に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会等の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会等以外の者に委託することができるものとする。

## 第6 資金の管理

- 1 都道府県協議会は、国から交付される助成金の全額を資金として積み立てるものとする。
- 2 都道府県協議会は、1の資金を次のとおり管理するものとする。
  - (1) 都道府県協議会は、本資金について、水田等有効活用促進対策事業勘定と、牛肉等関税財源水田等有効活用促進対策事業勘定の2つの勘定を設け、他の事業と区分して経理しなければならない。
  - (2) 都道府県協議会は、資金の管理により生じた果実を資金に繰り入れるものとする。

## 第7 実施状況報告等

要綱第9に定める実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

- 1 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、事業の実施状況について、地域協議会等からの報告を取りまとめ、当該事業を実施した翌年度の7月15日までに別記様式第6号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

## 2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、報告を受けた事業の実施状況報告等の内容について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会に対し、本事業の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

## 3 資金管理状況報告書の提出

都道府県協議会長は、資金造成事業により造成した資金の収支を勘定ごとに取りまとめて別記様式第7号により資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の4月10日までに地方農政局長等に提出するものとする。

4 1及び3において報告を行う場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

5 地方農政局長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会及び地域協議会等に対し、実施状況について報告を求められることができるものとする。また、報告を受けた実施状況報告の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求めたり現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会及び地域協議会等は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

## 第8 他の施策との関連

要綱第11のその他の関連する施策との連携は、次に掲げるものとする。

- 1 米粉用米及び飼料用米の利活用の推進に関する施策
- 2 麦の生産振興に関する施策
- 3 大豆の生産振興に関する施策
- 4 飼料作物の生産振興に関する施策
- 5 環境と調和のとれた農業生産活動の推進に関する施策
- 6 担い手育成に関する施策
- 7 耕作放棄地の解消対策の推進に関する施策

## 第9 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年8月14日から施行する。

## 別表 1

### 飼料作物の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、稲発酵粗飼料用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリッドライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

別表2

対象作物：米粉用米、飼料用米

水田			畑		
技術メニュー	ポイント	備考	技術メニュー	ポイント	備考
①輪作体系の導入	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が推進する輪作体系に限る。</li> <li>・1の団地の場合おおむね2ha（北海道にあってはおおむね6ha）以上、2以上の団地の場合おおむね1ha（同おおむね3ha）以上で米粉用米、飼料用米、加工用米、WCS稲等非主食用米の団地化が図られること。</li> <li>・当該農業者自らにより、作業が実施されている米粉用米、飼料用米、加工用米、WCS稲等非主食用米に係る作業面積が、おおむね3ha（北海道にあっては、おおむね9ha）以上であること。</li> </ul>			
②団地化	2				
③土地利用集積	2				
④大口購入等による資材費削減	1				
⑤多収性品種の導入	1				
⑥温湯種子消毒による薬剤費の削減	1				
⑦直播栽培	2				
⑧疎植栽培	2				
⑨不耕起田植え技術	2				
⑩高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等）	2				
⑪共同施設・機械の稼働率の向上	1				
⑫都道府県特認技術（※）	1				

※「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。

※実施要領第2の7の（3）のイに基づく都道府県特認技術をいう。

対象作物：麦

水田			畑		
技術メニュー	ポイント	備考	技術メニュー	ポイント	備考
①輪作体系の導入	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が推進する輪作体系に限る。</li> <li>・1の団地の場合おおむね2ha（北海道にあってはおおむね6ha）以上、2以上の団地の場合おおむね1ha（同おおむね3ha）以上の麦の団地化が図られること。</li> </ul>	①輪作体系の導入	2	(水田と同じ)
②団地化	2		②団地化	2	(水田と同じ)
③土地利用集積	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該農業者自らにより、作業が実施されている麦に係る水田・畑における作業面積がおおむね3ha（北海道にあっては、おおむね9ha）以上であること。</li> </ul>	③土地利用集積	2	(水田と同じ)
④傾斜水田（圃場傾斜化技術）	2		④心土破砕	1	
⑤FOEAS（フォアス）又は本暗渠	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新品種とは平成11年以降品種登録された麦をいう。</li> </ul>	⑤明渠	1	(水田と同じ)
⑥弾丸暗渠	1		⑥土壤改良	1	
⑦明渠	1		⑦新品種の導入	1	
⑧土壤改良	1		⑧不耕起播種技術	2	
⑨新品種の導入	1		⑨耕うん同時畝立て播種	2	
⑩不耕起播種技術	2		⑩畝立て	1	
⑪耕うん同時畝立て播種	2		⑪踏圧	1	
⑫畝立て	1		⑫高度施肥管理	2	
⑬踏圧	1		⑬赤かび病防除	1	
⑭高度施肥管理（土壤診断・葉色診断に基づく施肥管理等）	2		⑭気象情報を活用した適期収穫の実施	2	
⑮赤かび病防除	1	⑮都道府県特認技術（※）	1		
⑯気象情報を活用した適期収穫の実施	2				
⑰都道府県特認技術（※）	1				

※「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。

※実施要領第2の7の(3)のイに基づく都道府県特認技術をいう。

対象作物：大豆

水田			畑		
技術メニュー	ポイント	備考	技術メニュー	ポイント	備考
①輪作体系の導入	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が推進する輪作体系に限る。</li> <li>・1の団地の場合おおむね2ha以上（北海道にあってはおおむね6ha）、2以上の団地の場合おおむね1ha（同おおむね3ha）以上の大豆の団地化が図られること。</li> <li>・当該農業者自らにより、作業が実施されている大豆に係る水田・畑における作業面積がおおむね3ha（北海道にあっては、おおむね9ha）以上であること。</li> </ul>	①輪作体系の導入	2	(水田と同じ)
②団地化	2		②団地化	2	(水田と同じ)
③土地利用集積	2		③土地利用集積	2	(水田と同じ)
④傾斜水田（圃場傾斜化技術）	2		④心土破碎	1	
⑤FOEAS（フォアス）又は本暗渠	2		⑤明渠	1	
⑥弾丸暗渠	1		⑥土壤改良	1	
⑦明渠	1		⑦出芽安定技術	1	
⑧大豆作前の緑肥作物の導入	1		⑧不耕起（狭畦密植）播種	2	
⑨土壤改良	1		⑨耕うん同時畝立て播種	2	
⑩出芽安定技術	1		⑩高度施肥管理	2	
⑪不耕起（狭畦密植）播種	2		⑪都道府県特認技術（※）	1	
⑫小明渠作溝同時浅耕播種	2				
⑬有芯部分耕栽培	2				
⑭耕うん同時畝立て播種	2				
⑮一工程耐天候型播種技術	2				
⑯高度施肥管理（土壤診断・葉色診断に基づく施肥管理等）	2				
⑰都道府県特認技術（※）	1				

※「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。

※実施要領第2の7の(3)のイに基づく都道府県特認技術をいう。

対象作物：飼料作物（稲発酵粗飼料を除く）

水田			畑			
技術メニュー	ポイント	備考	技術メニュー	ポイント	備考	
①輪作体系の導入	2	・地域が推進する輪作体系に限る。	①輪作体系の導入	2	(水田と同じ)	
②団地化	2		②団地化	2	(水田と同じ)	
③土地利用集積	2	・1の団地の場合おおむね2ha以上（北海道にあってはおおむね6ha）、2以上の団地の場合おおむね1ha（同おおむね3ha）以上の飼料作物（WCS稲を除く）の団地化が図られること。	③土地利用集積	2	(水田と同じ)	
④傾斜水田（圃場傾斜化技術）	2	・当該農業者自らにより、作業が実施されている飼料作物に係る水田・畑における作業面積がおおむね3ha（北海道にあっては、おおむね9ha）以上であること。	④心土破碎	1	(水田と同じ)	
⑤FOEAS（フォアス）又は本暗渠	2		・優良品種とは都道府県の奨励品種をいう	⑤明渠		1
⑥弾丸暗渠	1			⑥土壤改良		1
⑦明渠	1			⑦優良品種の導入		1
⑧土壤改良	1			⑧不耕起栽培		2
⑨優良品種の導入	1			⑨高度施肥管理		1
⑩不耕起栽培	2			⑩高性能ロールベラーの活用		2
⑪高度施肥管理（土壤診断・葉色診断に基づく施肥管理等）	1			⑪蹄耕法		1
⑫高性能ロールベラーの活用	2			⑫優良品種の導入に基づく放牧		1
⑬蹄耕法（牛の野草採食を活用した前植生除去）	1			⑬鳥獣害対策		1
⑭優良品種の導入に基づく放牧（単位面積当たり一定日数以上）	1			⑭中耕		1
⑮鳥獣害対策	1			⑮液肥の土中施用		2
⑯中耕	1			⑯収穫時の状況に応じた発酵促進剤の活用		1
⑰液肥の土中施用	2			⑰都道府県特認技術（※）		1
⑱収穫時の状況に応じた発酵促進剤の活用	1					
⑲都道府県特認技術（※）	1					

※「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。

※実施要領第2の7の(3)のイに基づく都道府県特認技術をいう。

対象作物：飼料作物（稲発酵粗飼料に限る）

水田			畑		
技術メニュー	ポイント	備考	技術メニュー	ポイント	備考
①輪作体系の導入	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が推進する輪作体系に限る。</li> <li>・1の団地の場合おおむね2ha（北海道にあってはおおむね6ha）以上、2以上の団地の場合おおむね1ha（同おおむね3ha）以上で米粉用米、飼料用米、加工用米、WCS等非主食用米の団地化が図られること。</li> <li>・当該農業者自らにより、作業が実施されている米粉用米、飼料用米、加工用米、WCS稲等非主食用米に係る作業面積が、おおむね3ha（北海道にあっては、おおむね9ha）以上であること。</li> </ul>			
②団地化	2				
③土地利用集積	2				
④大口購入等による資材費削減	1				
⑤多収性品種の導入	1				
⑥温湯種子消毒による薬剤費の削減	1				
⑦直播栽培	2				
⑧疎植栽培	2				
⑨不耕起田植え技術	2				
⑩高度施肥管理（土壌診断・葉色診断に基づく施肥管理等）	2				
⑪共同施設・機械の稼働率の向上	1				
⑫WCS用稲を活用した放牧（単位面積当たり一定日数以上）	1				
⑬高性能ロールベアラーの活用	2				
⑭収穫時の状況に応じた発酵促進剤の活用	1				
⑮都道府県特認技術（※）	1				

※「団地化」は、中山間地域にあっては当該面積に2分の1を乗じた面積とする。

※実施要領第2の7の（3）のイに基づく都道府県特認技術をいう。

別表 3

対象作物	地域の平均単収	助成対象者の単収
米粉用米、 飼料用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当年産の農林水産統計の市町村別の水稲の10アール当たり収量をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該農業者の米粉用米、飼料用米の出荷数量を、米粉用米、飼料用米の作付面積で除して算定するものとする。</li> </ul>
麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当年産の農林水産統計の市町村別、麦種ごとの10アール当たり収量をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該農業者の麦の麦種ごとの出荷数量を、麦種ごとの作付面積で除して算定するものとする。</li> </ul>
大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当年産の農林水産省統計の市町村別の大豆の10アール当たり収量をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該農業者の大豆の出荷数量を、作付面積で除して算定するものとする。</li> </ul>

別表 4

助成内容	助成額の計算式	助成単価
1 作付拡大に伴う面積助成 (1) 米粉用米、飼料用米	助成対象者の助成額 (円) = 作付拡大面積 (㎡) × 助成単価 (円)	10アール当たり50,000円。 ただし、二期作地帯においては、転作の拡大、夏季不作付地の解消の場合を除き、10アール当たり15,000円。
(2) 麦		10アール当たり15,000円。 ただし、水田において麦の作付の後に当年産の夏期作物の作付けを行わない場合には、10アール当たり35,000円。
(3) 大豆		水田においては、10アール当たり35,000円。 畑においては、10アール当たり15,000円。
(4) 飼料作物		水田においては、10アール当たり35,000円。 ただし、二期作地帯においては、転作の拡大、夏季不作付地の解消の場合を除き、10アール当たり15,000円。 水田裏作及び畑においては、10アール当たり15,000円。
2 作付拡大に伴う固定払相当への助成	助成対象者の助成額 (円) = 対象作物の作付拡大面積 (㎡) × 助成単価 (円)	小 麦：10アール当たり27,600円 二条大麦：10アール当たり20,900円 六条大麦：10アール当たり18,200円 はだか麦：10アール当たり23,600円 大 豆：10アール当たり20,200円
3 生産実績に応じた加算助成	助成対象者の助成額 (円) = 助成対象数量 (kg) × 助成単価 (円)	60kg 当たり3,000円
4 低コスト化に対する取組への加算助成	助成対象者の助成額 (円) = 作付拡大面積 (㎡) × 助成単価 (円)	10アール当たり5,000円

注：1の作付拡大に伴う面積助成の米粉用米、飼料用米及び飼料作物の助成単価について、水稻二期作地帯において10アール当たり50,000円又は35,000円の単価が適用されるのは、同一ほ場においては、二期作のうちいずれか1回に限るものとする。

注：2の作付拡大に伴う固定払相当への助成単価について、平成18年8月7日農林水産省告示第1108号に定める面積単価が、助成単価欄の単価よりも低い市町村において、担い手への農地の集積や対象農産物の生産集約等に支障が生ずるおそれがある場合、地域協議会等の長は、都道府県協議会長と協議の上、当該市町村の面積単価を適用することができる。